

7 番林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問します。本町で関連死を含む死者 26 人を出した 2016 年台風 10 号豪雨災害から 5 年が経過しました。犠牲になられた方々にあらためてお悔やみを申し上げます。

今、全国で新型コロナウイルス感染が急拡大し、医療崩壊がおこっています。これは自然災害では決してありません。政府による一年半のコロナ対応をみると、科学の無視・国民に説明しない・コロナ対応にまで「自己責任」の持ち込みなど無為無策、同じことのくり返しです。やるべきことを怠ってきた政治の責任であり、政府による人災であると考えます。さらに「コロナ原則自宅療養」の方針まで出してきました。いま、家庭内感染が増え続けています。私は原則自宅療養の方針を撤回し、必要な医療をすべての患者に提供することが必要だと考えます。

町長は、「コロナ原則自宅療養」の方針をどう考え

るか。本町では医療崩壊の心配はないのか伺います。自宅療養から家庭内感染が増え、子どもの感染が拡大しています。このことを受け、小学校・こども園などでの対応に変化はないのか併せて伺います。

続いて、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置について伺います。

台風10号豪雨災害から5年が経過しました。台風10号災害からの復旧復興は大きなところで小本川、安家川に関連する事業を残しています。医療費等減免措置対象者とお話しすると、「減免してもらい本当に感謝しています。今までは減免のおかげで病院に通院することができ、ありがたかったです。終了したらどうしたらいいのか分からない。」「国民年金だけの生活です。今まで通り通院して薬を処方して頂き服用しないと生きていけない。」などと語ります。コロナ禍の中でも被災者は精いっぱい生活しています。私は、2022年1月1日以降も減免措置を継続するべきであ

ると考えます。台風 10 号豪雨災害復旧復興の財源確保は、東日本大震災に比べて厳しいです。それでもなお、継続に力を注いでもらいたい。東日本大震災の医療費等の免除は 10 年を超えて実施されています。海・沿岸と山・内陸の違いはあっても、同じ大災害です。本町の調和を取って前に進むためにも必要な施策だと考えます。

くり返しになりますが、私は、「減免措置を継続すべきである」と主張します。

もし、減免を終了するのであれば、対象者の高齢化と生活苦のなかで、対象者の心の準備のためにも「終期の一年前のお知らせ」「支援が必要な対象者への配慮」も検討すべきと考えます。これら三点について町長の所見を伺います。

7番 林崎竟次郎 議員の御質問にお答えします。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染者が自宅療養を強いられる状況があり、入院が必要な患者が自宅療養となることは、大変由々しき事態であると感じております。

これ以上医療がひっ迫しないようお一人おひとり、しっかりと感染対策に取り組むとともに、医療体制の更なる充実強化を進めていただき、国民の生命を守る体制を構築することが肝要であると考えております。

このような中で、岩手県におきましては、原則、自宅療養はさせない方針を継続することとし、病床の確保や宿泊療養施設を追加稼働する

などの対応をしていただいているところであり
ます。

町といたしましては、新型コロナウイルスワ
クチン接種を促進するために、済生会岩泉病院
の御協力をいただき早期に接種体制を確立し、
大規模接種の実施など、スピード感をもって懸
念にワクチン接種に取り組んできたところであ
ります。

その成果として、8月末現在での12歳以上の
対象町民の接種割合は89.75パーセントとなっ
ており、これも、若い方々をはじめ町民の皆様の
積極的なワクチン接種への御理解、御協力と感
謝しております。

しかしながら、ブレークスルー感染やウイ
ルスの変異株等の影響も心配されますので、

万が一、県内で感染者が増加した場合、議員御指摘の医療崩壊につながる恐れもございますので、引き続き県及び関係機関と連携し感染対策を徹底してまいりたいと考えております。

また、感染拡大に伴う小学校、こども園の対応についてでございますが、「児童生徒、教職員及び保育士等に発熱等の風邪症状がある場合は自宅待機」とするこれまでの対応から「同居の家族まで自宅待機」に対象範囲が拡大されております。

今後、町内で児童生徒等の感染が判明した場合は、感染が確認された学校、園の臨時休業、臨時休園の措置を行うなど迅速な対応を行ってまいります。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置についてであります。本町における被災された皆様の住宅再建はほぼ完了したものと認識しておりますが、被災された皆様が抱える経済的、精神的な不安なども念頭に、令和4年1月以降の減免措置については、前向きに検討してまいります。

また、減免措置の終期につきましては、対象者の皆様に、個別の通知や町広報紙などで可能な限り早い時期に周知できるよう執り進めてまいります。

今後におきましても、被災された皆様が抱える不安や相談などにつきましては、関係機関等と連携を図りながら、丁寧な対応に努めてまいりますので御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。